

# 地方財政の借入金残高

[地方財政の借入はどうなっているのでしょうか?]

## 1 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成18年度末で約139兆円です。

近年、減税に伴う税収の補てん、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の約1.5倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の約2.4倍に達しています。

### 地方債現在高の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

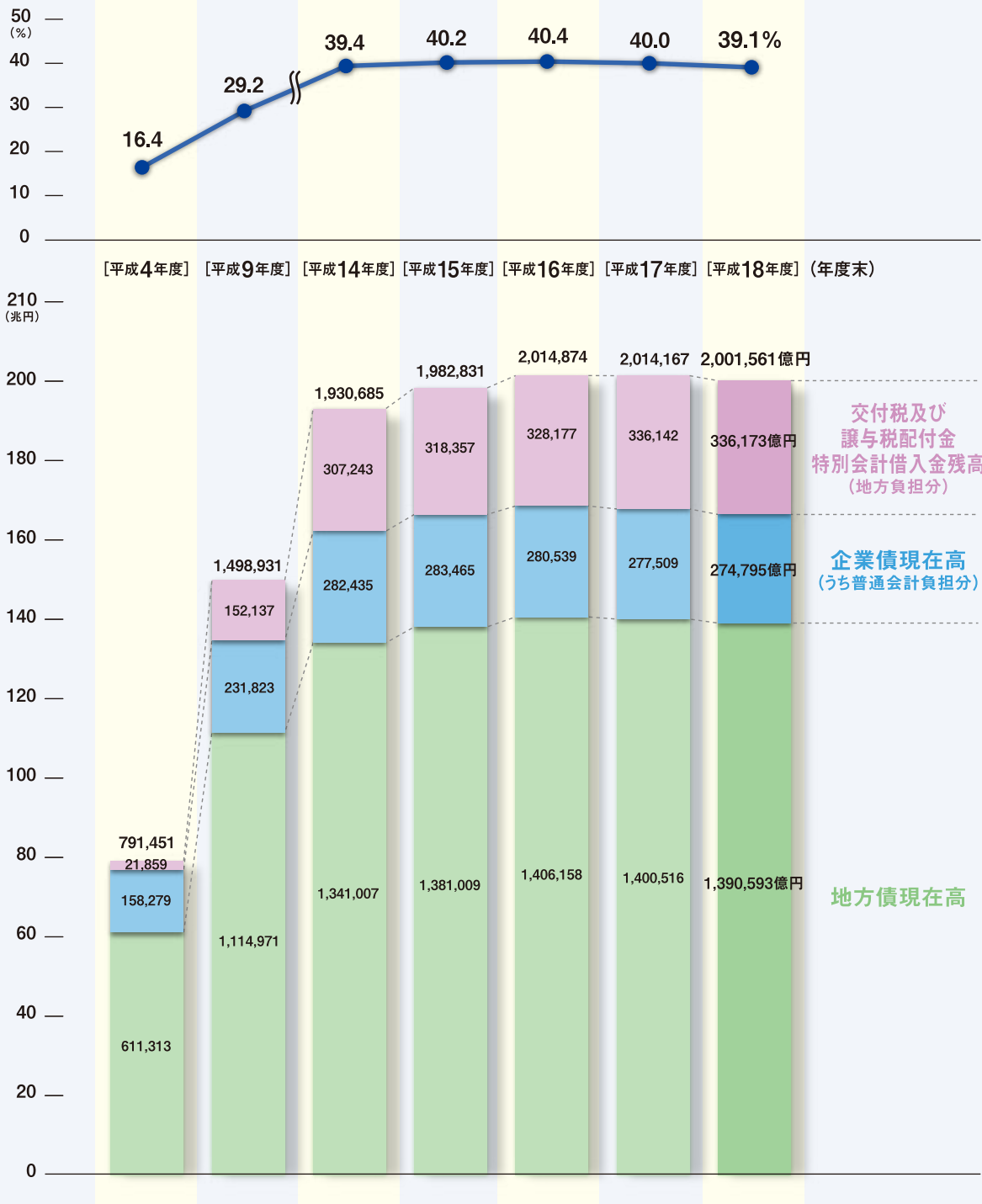
(注2) 経済対策分は推計値である。

## 2 地方財政の借入金残高

また、地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち地方負担分、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、平成18年度末で約200兆円となっており、依然として高い水準にあります。

### 普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移

普通会計が負担すべき借入金残高の国内総生産(名目)に占める割合



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

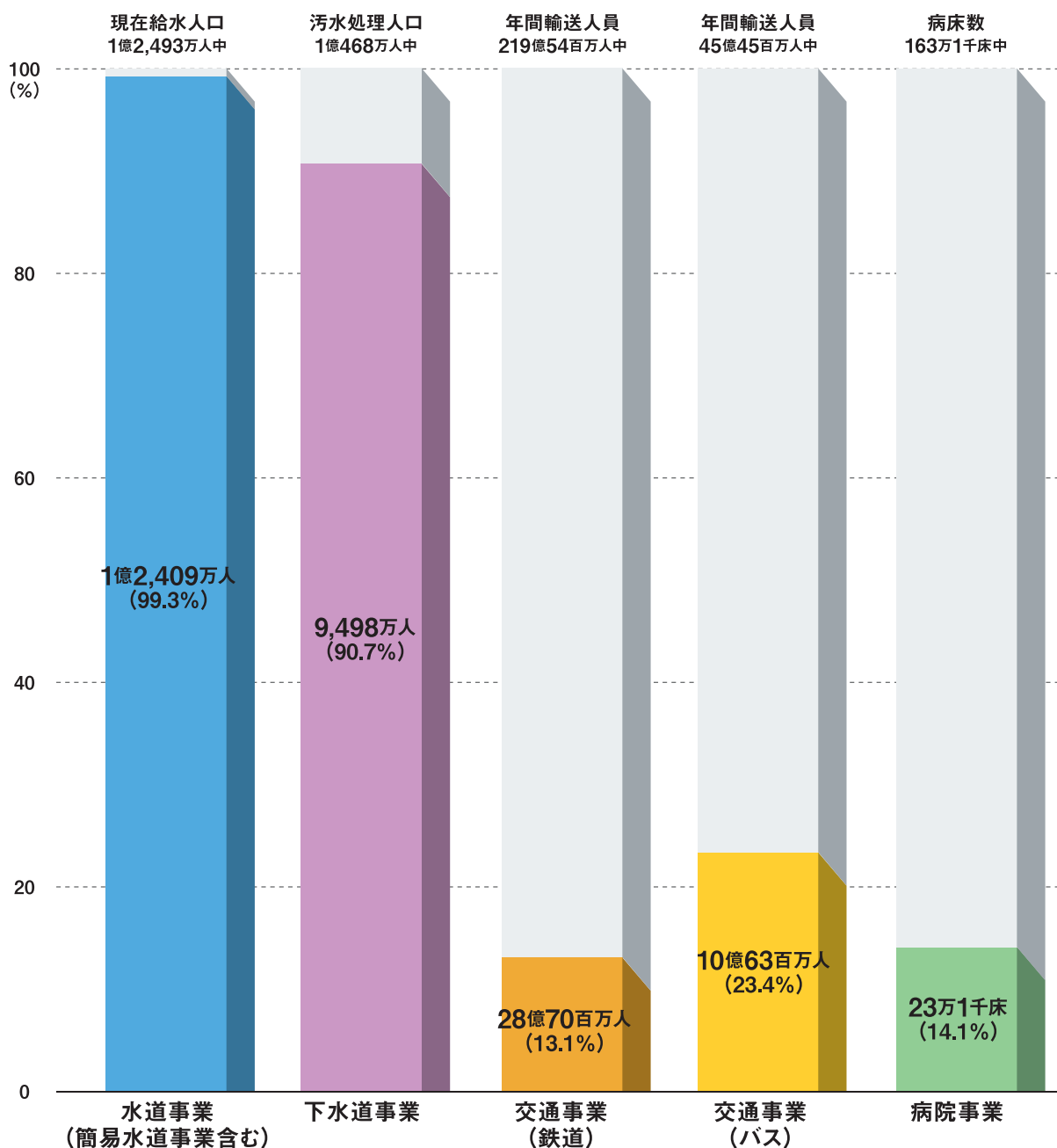
# 地方公営企業

[地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか?]

地方公営企業は、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業であり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠な社会資本の整備やサービスの提供を行っています。

## 1 地方公営企業が占める割合

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。



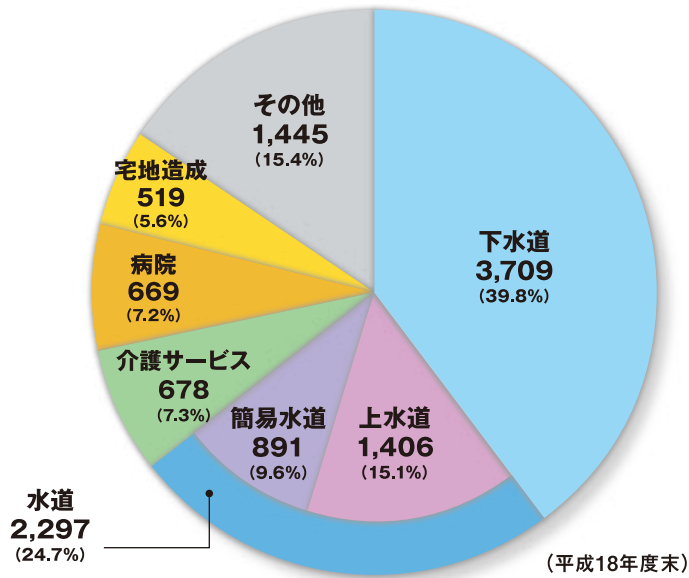
(注1) グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

(注2) 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によります。

## 2 地方公営企業の事業数

事業数は、9,317事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、介護サービス事業、病院事業の順になっています。

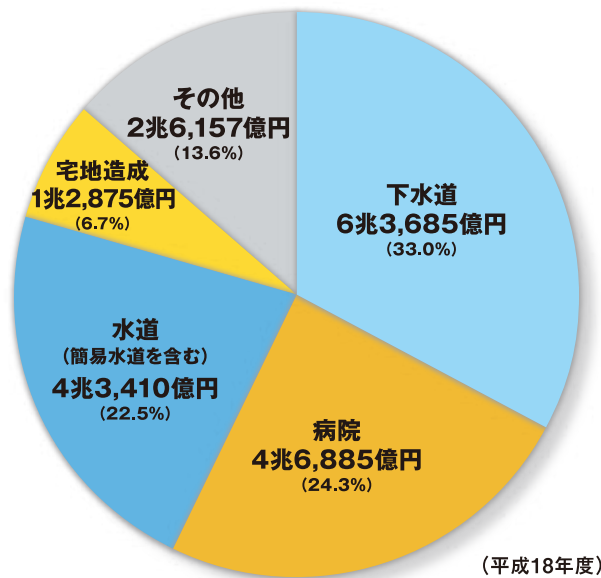
事業数 9,317



## 3 決算規模

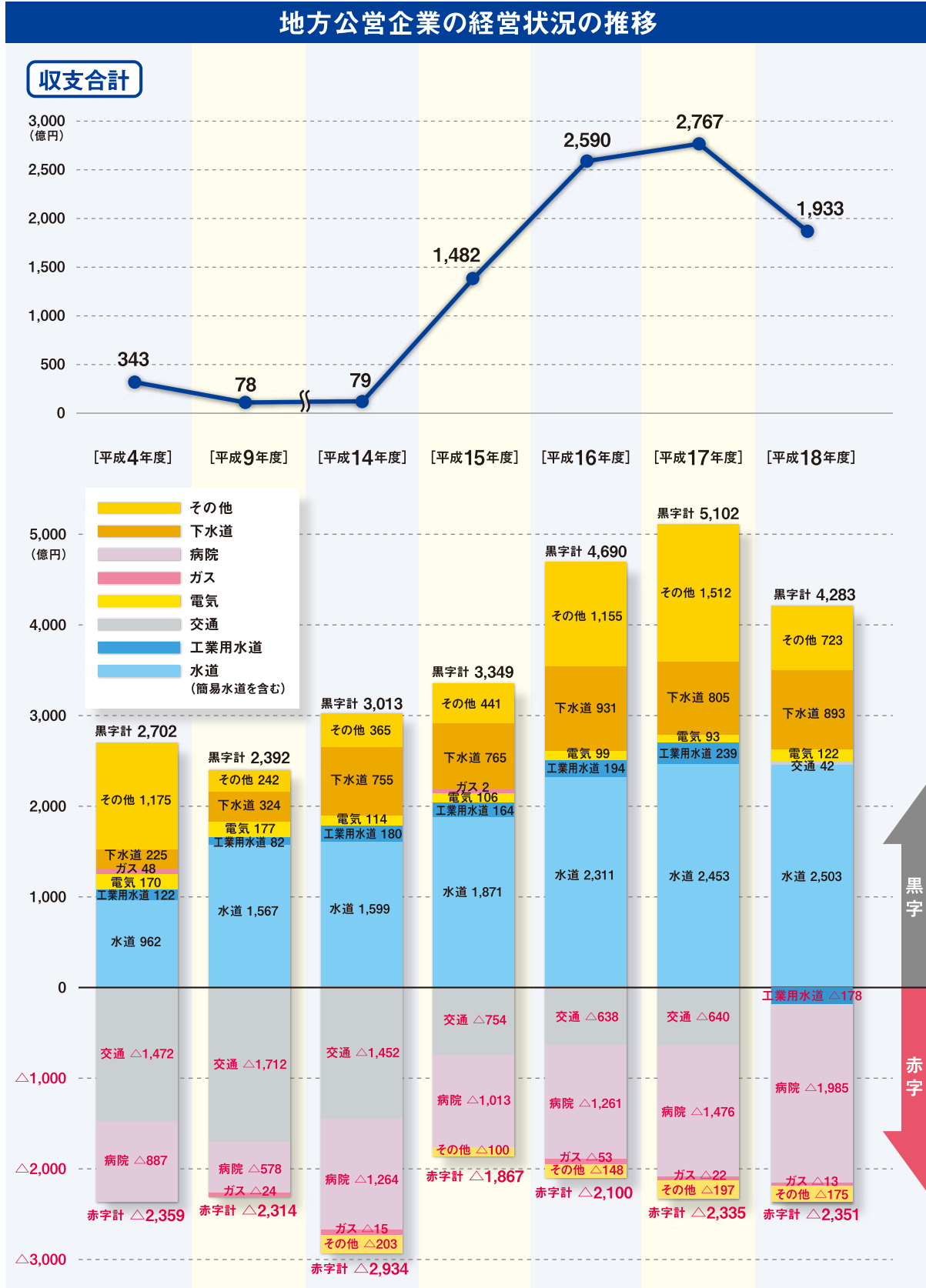
決算規模は、19兆3,012億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、宅地造成事業の順になっています。

決算規模 19兆3,012億円



## 4 経営状況

経営状況は、1,933億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移している一方で、病院事業は赤字が続いている状況です。



# 地方財政の動向と課題

## 1 地方分権改革の推進

### 地方分権改革推進法の成立

地方分権改革の推進についての基本理念や国と地方の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的、計画的に推進することを目的とした「地方分権改革推進法」が、平成18年12月8日に成立し、平成19年4月1日に施行されました。この法律に基づき、新たな地方分権改革を推進し、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方公共団体への権限、財源の移譲を進め、地方の自立と責任を確立するための取組を行います。

#### 「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)(抄)

「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。」

#### 地方分権改革推進法 (平成18年12月8日成立)

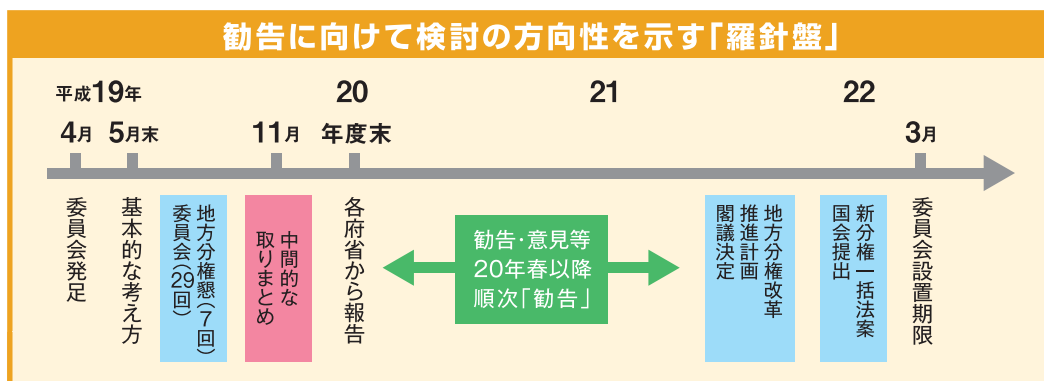
##### 法律の概要

- 政府内に、地方分権改革の推進体制(地方分権改革推進委員会)を整備  
→ 国と地方の役割分担のあり方等を検討
- 政府は「地方分権改革推進計画」を作成
- 施行から3年間の時限法

#### 地方分権改革推進計画の作成

#### 地方分権改革一括法(仮称)

個別法改正を一括して実施



### 「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

- 地方政府の確立のための権限移譲
- 地方活性化
- 完全自治体の実現
- 自治を担う能力の向上
- 行政の総合性の確保

### 法制的な仕組みの見直し等

- ① 国による義務付け・枠付け(執行方法等)、関与(協議、同意等)の徹底した廃止縮小
- ② 条例制定権の拡大
- ③ 新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステム
- ④ 都道府県から市町村への権限移譲の法制化

### 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

- 重点事項
  - ① 医療
  - ② 生活保護
  - ③ 幼保一元化
  - ④ 義務教育
  - ⑤ 道路
  - ⑥ 河川
  - ⑦ 農業
- その他の主な事項
 

① 福祉・保健	② 労働	③ 子ども	④ 教育	⑤ 住宅・都市
⑥ 交通	⑦ 環境	⑧ 農業	⑨ 商工業	⑩ 防災

### 地方分権改革と地域の再生

過疎化する中心市街地や地域集落の再生への道筋

### 税財政

- ① 国と地方の財政関係
- ② 地域間財政力格差の是正
- ③ 社会資本整備に関する財政負担
- ④ 国庫補助負担金改革
- ⑤ 財政規律

### 分権型社会への転換に向けた行政体制

- ① 広域連携の拡充
- ② 大都市制度のあり方
- ③ 地方支分部局等の見直し

## 2 行政改革の推進

### (1) 集中改革プラン

総務省においては、地方行革を強力に推進するため、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)を策定し、各地方公共団体に通知しました。

これにより、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進など、各地方公共団体がおおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を作成し、公表しています。

### (2) 行政改革の更なる推進

総務省では、平成18年8月31日に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定し、地方公共団体に対し、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の3つの改革について、積極的な取組を要請しています。

#### 総人件費改革

- 国家公務員の定員純減(▲5.7%)等を踏まえ、一層の定員純減
- 給与改革の推進(地域民間給与の反映、一層の給与適正化)
- 第三セクター等の人件費抑制に向けた取組 等

#### 公共サービス改革

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスの必要性、実施主体を総点検
- 市場化テストの実施に当たり、公共サービスの維持向上に関する成果指標や経費削減などに関する数値目標を設定

#### 地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)

- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進
- 未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定

#### 自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示の ルール作成・住民監視の強化

- 給与情報等公表システムの充実
- 団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績の公表
- 監査委員への外部の人材の積極的登用・外部監査の活用